

日本呼吸器学会北陸支部会会則

第1章 名称

第1条 本会は、日本呼吸器学会北陸支部会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は北陸地域における、呼吸器病学とその診療に関する進歩と発展ならびに普及を図り、地方自治体や患者団体とも連携し、国民の健康に貢献することを自的とする。

第3章 事業

第3条 本会は前条の目的を確成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、セミナーの開催 <学術集会とは研究発表会のこと>
2. 学術講演会・研究会の共催・後援、研修医の教育、専門医の養成
3. 市民講座等による地域住民の啓発、患者団体との連携
4. その他、本会の目的達成に必要な事項

第4章 会員

第4条 本会の会員は、原則として日本呼吸器学会会員で北陸地区在住者とする。

第5条 本会に準会員を置くことが出来る。この規定は別に定める。

第5章 役員

第6条 本会に原則として次の役員を置く。

支部長	1 名
副支部長	1 名
幹 事	4 名（各県1名）
監 事	2 名

第7条 支部長・副支部長は、当該支部の代議員のなかから、当該支部の代議員により選出する。支部長は支部会を代表し、会務を統括する。

幹事、監事は、代議員（地方代議員を含む）の中から互選する。その選出方法は別に定める。

地方代議員は、代議員会の推薦により支部長が委嘱する。その任期は2年とし、重任再任は妨げない。

第8条 幹事会は、代議員会の役員会として、支部長・副支部長・幹事・監事により構成する。

幹事会は、本会を代表し、代議員会の承認のもとに、本会の執行にあたる。幹事会は、呼吸器合同北陸地方会運営協議会と合同で開催する。

第6章 会議

第1条 本会の会議は、支部総会、代議員会とするが、それぞれ呼吸器合同北陸地方会の総会、評議員会をもってこれに当たる。

総会、代議員会は毎年1回以上開催し、会務について審議報告する。

議長には原則として支部長が当たり（議長には呼吸器合同北陸地方会学術講演会集会長が当たり）、代議員会をもって、最終決定機関とする。

議決は多数決による。

第 10 条 学術集会は毎年 1 回以上開催し、原則として学術講演会・セミナー・市民公開講座の会長は代議員の中から互選する。
他の学会の学術集会と合同して開催する事が出来る。
学会での発表は原則として学会員に限る。

第 7 章 会計

第 11 条 本会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

1. 会 費 年会費は別に定める。学術集会時に徴収する事も出来る。
2. 本部からの補助金
3. 寄付金
4. 前項以外の諸収入

第 12 条 本会の会計年度は毎年 2 月 1 日に始まり、1 月 31 日に終わるものとする。
本会の予算・決算は原則として地方会代議員会で決定し、総会に報告する。

第 8 章 事務局

第 13 条 支部会の事務局を支部長のもとに置く。
事務局を〒930-0194 富山県富山市杉谷 2630 富山大学附属病院 腫瘍内科・緩和ケア内科に置く

第 9 章 会則の変更

第 14 条 本会則は地方会代議員会で検討し 変更することが出来る。

附則 1. 本会則は、平成 18 年 5 月 14 日より実施する。
附則 2. 本会則は、平成 25 年 6 月 2 日より実施する。
附則 3. 本会則は、平成 28 年 6 月 8 日より実施する。
附則 4. 本会則は、平成 30 年 6 月 10 日より実施する。
附則 5. 本会則は、令和元年 5 月 26 日より実施する。
附則 6. 本会則は、令和 2 年 6 月 6 日より実施する。
附則 7. 本会則は、令和 4 年 5 月 29 日より実施する。
附則 8. 本会則は、令和 6 年 5 月 26 日より実施する。
附則 9. 本会則は、令和 8 年 5 月 24 日より実施する。